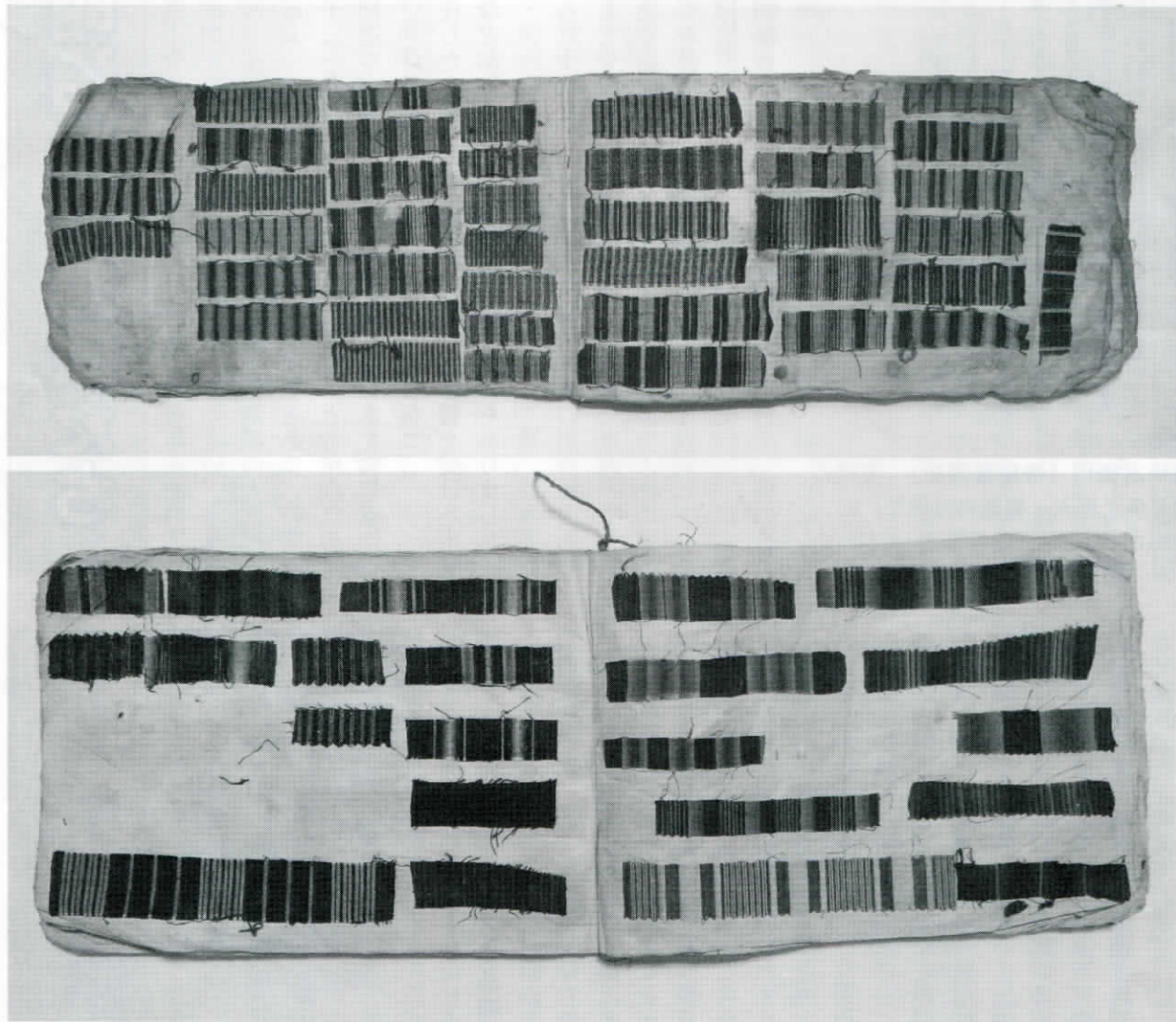


かも 市史だより

平成29年10月
No.36

◆編集発行 加茂市幸町二丁目3番5号 加茂市教育委員会内市史編さん室 ☎0256(52)0080 内線480

上町 茂福機屋旧蔵の加茂縞見本帳



▲ 加茂縞見本帳（幸町 安武輝子氏所蔵） 上：明治35年（1902）、下：昭和2年（1927）

縞裂の端布を集め、帳面に仕立てたものを見本帳と呼んでいます。掲出したのは上町土手通りに工場があった茂福機屋旧蔵の加茂縞見本帳二点で、各々明治三十五年（一九〇二）と昭和二年（一九二七）の年号が入っています。

やや細長い明治の見本帳には、欠損もありますが現状で八五九点の端布が貼られています。端布はほとんど縦縞で、格子縞はわずかです。地糸は紺で、縞糸には白や黄、辛子色が多く、赤や茶は辛子と、紺（紺糸）は白と組み合わせています。昭和二年の見本帳は一七五点の端布を貼付し、おおむね原状を保持しています。

明治時代の端布は、千筋や万筋というごく細い縞やそれよりやや太い棒縞が大半を占めています。千筋と万筋は少し離れると無地にしかみえません。縞糸も単色ที่ใช้られ、地味な縞柄となっています。しかし、大正時代の端布も含まれると推測される昭和二年の見本帳では地糸の紺の割合が大きくなり、縞糸も赤・橙・紫など暖色系との組み合わせがみられます。明治の見本帳ではほとんどなかった地糸が青、縞糸が白の端布も多くなって、明るく軽快な印象を与えています。二点の見本帳は、時代の変化を鮮やかに示す重要な資料です。

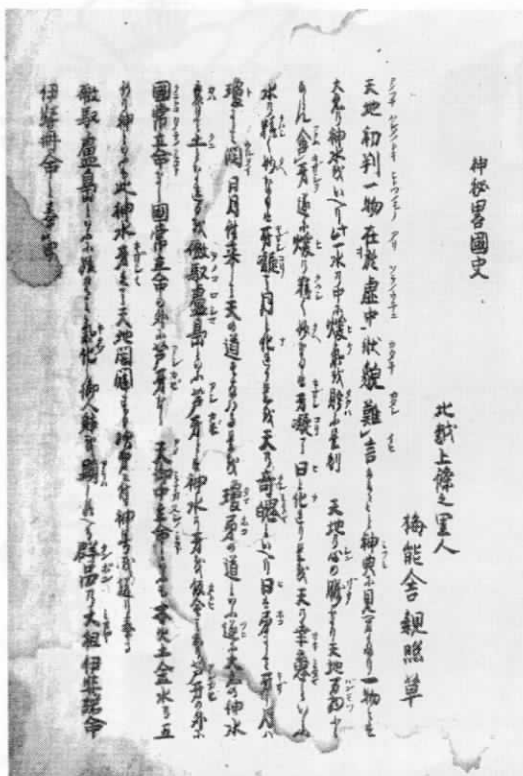
幕末・明治の思想家たち

江戸時代における市域出身の学者・思想家といえば、青海神社神主を勤めた古川茂陵（一七四三～一八〇八）、同社の社僧難田葵亭（一七八七～一八四六）、松溪父子（一八一九～八六）、上町育ちで、神道や古典を独学し、明治維新後は弥彦神社（弥彦村）の神主等を歴任した小池内広（一八三二～七七）などが知られています。

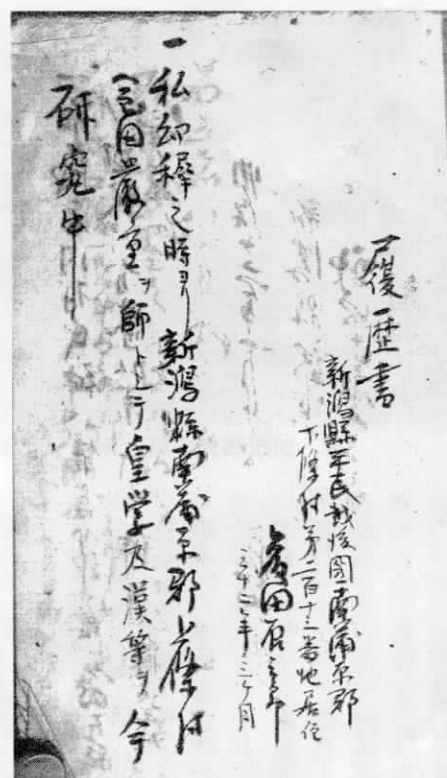
内広は早熟で、十代から二十代にかけて様々な古典を書写して学び、日本古来の思想を重視した本居宣長と平田篤胤の学問（国学）を慕ったとされています（『小池内広翁伝』）。ある年、平田派の重鎮で国学者・思

想家の鈴木重胤が加茂町を訪れて学問を講じました。そのさい、重胤は高弟で新発田藩領新津組の大庄屋を勤めた桂誉重へ手紙をあて、将来は学者になるだろう、と青年内広の才能を高く評価しています（『桂家に宛てたる鈴木重胤の書信』）。

重胤と交わり、影響を受けた市域の人物は内広以外にもありました。嘉永四年（一八五二）秋、鈴木重胤は江戸から平田篤胤の出身地である秋田を訪問し、帰途上条村へ立ち寄り、金田孫右衛門という人物の家へ滞在して『古事記』を講釈しています（鈴木重胤「辛亥紀行」）。孫右衛門については、上条村で「梅の舎」



▲ 金田孫右衛門「神秘畧国史」表紙に「北越上条之里人 梅能舎親照草」と、屋号（梅能舎）及び雅号を書いている（五泉市 藤田吉彦氏所蔵）



▲ 藤田辰三郎の履歴書控え 明治16年（1883）。金田厳重に就き、皇学と漢籍を学んでいると述べている（五泉市 藤田吉彦氏所蔵）

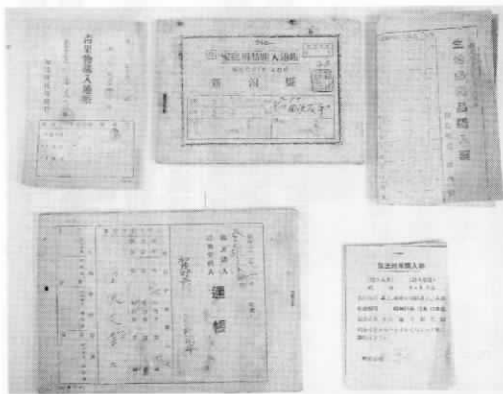
という寺子屋を開いたことが伝わるのみで、『新潟県教育百年史』『明治編』、人となりなどは不明でした。しかし、重胤は桂誉重へあてた手紙で孫右衛門の動静にも触れており、古典と平田派国学の学習に励んでいたことが窺えます。孫右衛門は一名を厳重（観照とも）といいましたが、この号は重胤から一字を得たと思われる。孫右衛門には、幕末の執筆とみなされる「神秘畧国史」という著作が残っています。天皇の治世ごとに神道の盛衰を論じ、世の変転を理解しようとした思想の書で、神祇信仰の興隆が天下の平安に繋がることを説いています。本書は七谷郷の神社で宮司を勤める上野村（五泉市）の藤田家に伝来し、神職に歓迎され、よく読まれたと考えられます。

明治維新後数年経つと学校教育が始まって思潮が変わり、平田門への入門者は激減します。孫右衛門の場
合、こののちは訓導（教員）として後進を指導したと思われます。しかし、ただ読み書きを教えたのみではなかったようです。
明治時代の下条村に、八幡宮（上下条）で宮司を勤めた藤田左膳、それに左膳家の分家から出た藤田辰三郎という人物がいました。明治十六年（一八八三）に新潟県へ提出した履歴書で、二人は幼少時に金田厳重に就き、平田篤胤の著述を学んだと述べています（五泉市 藤田吉彦氏所蔵）。特に、この年三十二歳を迎えた辰三郎はなお厳重を師と仰ぎ、皇学及び漢学を研究中、と記しています。
皇学とは、国学の流れを汲みつつ日本の古典や和歌を重視した学問をいうのでしよう。こうして、孫右衛門が重胤などから得た学問は次代へも引き継がれていきました。

戦後の食糧配給事情

日中戦争下の昭和十三年（一九三八）に始まった配給制度は、日用品から生産資材にわたる殆どの物資を対象としました。国民は、日常の生活物資を各種配給公団等が発行した商品別購入券（切符）や米穀通帳などを持参し、配給品目を公定価格で購入しました。

終戦後も生活物資や食糧などの不足は深刻で、配給制度は維持されました。加茂の戦後間もない時期の食糧配給事情の一端を、昭和二十二年一月の「飯米購入・諸物資購入通帳」によって窺うことができます。通帳には、世帯構成員氏名・性別・年齢・一日当たりの配給量・町内会長



▲ 飯米購入・諸物資購入通帳等（民俗資料館所蔵）

表1 購入通帳の記載（部分）

配給 月 日	期間	品目	計算数量		配給数量		不足数量		差引数量	
			キロ	グラム	キロ	グラム	キロ	グラム	キロ	グラム
8 23	至 8 月 30 日 6 日分	精米	14	460	14	460			3	52
	至 月 日 日分	精麦			12				15	52
	至 月 日 日分	玉蜀黍粉			15				30	52
8 30	至 9 月 6 日 7 日分	精米	16	870	16	870			13	182
	至 月 日 日分	大豆			4				17	182
	至 月 日 日分	大豆粉			11				28	182
9 6	至 9 月 20 日 14 日分	精米	33	740	8		25	740	2	442
	至 月 日 日分	輸入小麦粉			5				7	442
	至 月 日 日分	精麦			12				19	442

民俗資料館所蔵「飯米購入・諸物資購入通帳（昭和22年1月）」を補訂

欄・捺印欄などがあり、次に、一年間にわたる飯米や穀物類の配給状況が記載されています（表1）。精米等の一日当たり配給量（配給事情により変動した）は男女の別なく、年齢により七段階に区分されていました。この家の場合、世帯構成員は八人（年度途中で一人転出）おり、六十

十歳で各三五五グラム、十七歳で三八〇グラム、十五歳と十三歳で各三七〇グラム、九歳と七歳で各二九〇グラムとなっています。

また配給は十四日ごとに行われることが原則だったようですが、夏場から収穫前にかけての端境期においては配給数量が確保できず、「欠配」や規定の期日に配給できない「遅配」が目立ちました。配給品目として、うるち米の精米（若干表皮の残存した七分搗ぎでした）以外に糯米・精麦・食パンや輸入小麦粉・大豆粉・玉蜀黍粉などの穀物類、ジャガイモ・さつまいも・大豆などが配給されました。昭和二十二年の一年間にわたる配給品目の比率をみると、うるち米の割合が七割以上を占め、輸入小麦粉が次に多くなっています。

配給された穀物類の公定価格は不明ですが、上記家庭のひと月分の配給量を約八二キログラム（八人分一日所要量二キロ七三〇グラム×三十日）とすると、概算で約千二百円の精米等購入費用が必要となります（二十二年当時の消費者米価一石当たり二千三百二十八円として計算）。

加茂町内における労働者の収入は、筆算製造工員の月收入が平均千五百（千六百円）（『新潟日報』昭和22・1・8）で、疎開企業である新潟コンバータでは、昭和二十二年四月と八月の二回にわたる賃上げ闘争で、

表2 公定価格と闇市価格（昭和21年6月15日現在）

品名	単位	公定価格(A)	三條闇市価格	県内平均闇市価格(B)	倍率(B/A)
鮮魚	百匁	3.60円	17.00円	11.80円	3.3倍
醤油	1升	5.00円	80.00円	73.00円	14.6倍
味噌	百匁	0.80円	10.00円	9.40円	11.8倍
白米	1升	2.63円	45.00円	41.40円	15.7倍
馬鈴薯	百匁	0.12円	3.50円	3.24円	27.0倍
大根	百匁	0.45円	1.20円	1.03円	2.3倍
牛肉	百匁	20.00円	30.00円	32.00円	1.6倍
晒木綿	1反	6.16円	200.00円	190.00円	30.8倍
綿縫糸	百匁	2.10円	150.00円	176.00円	83.8倍
木炭	1貫目	4.87円	19.00円	17.90円	3.7倍
薪	1棚	15.00円	200.0円	200.0円	13.3倍

注 (B) は新潟、長岡、高田、柏崎、三條、5都市の平均闇市価格

(『新潟日報』昭和21・6・30より作成)

それぞれ一ヶ月分のベース賃金として千六百八十円と二千三百円で妥結していました（『組合結成五十周年記念誌』）。労働者の平均的な収入では、その多くが主食類の購入だけで費やされてしまいます。食糧の不足分は、高価な闇市（表2）や農村部への買い出しなどに依存せざるを得ませんでした。多くの町民は「食べるだけで精一杯」の生活だったのです。

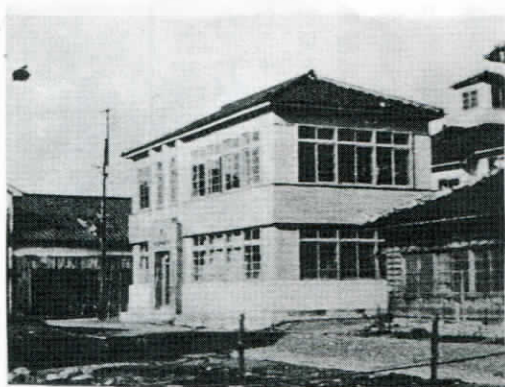
その後、需給関係も徐々に緩和し、二十六年末頃までに米麦以外の製品の統制は廃止されました。やがて、米穀事情も好転して配給制度も形骸化し、昭和五十七年一月施行の改正食糧管理法により米穀通帳制度も廃止されました。

（近現代部会 高橋雅弘）

加茂町警察の 発足と終焉

現在の警察組織は都道府県が主体となつて設置されていますが、戦後の一時期、より地方分権色の強い警察組織が作られました。それが自治体警察です。

自治体警察の発足は、警察を所轄していた内務省が昭和二十二年（一九四七）に廃止となり、翌年三月に連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の肝煎りで警察法が施行されたことに始まります。人口五千人以上の市町村には自治体警察、それ以下の場合はいくつかの村等が連合した国家地方警察と分けられ、加茂町警察は自治体警察となりました。市域では下条村と七谷村が南蒲地方警察（三条市）、須田村は中蒲地方警察



▲ 加茂町警察（昭和17年竣工）



▲ 加茂町警察の徽章

（新津町）で、各々国家地方警察の管轄に入りました。

自治体警察の運営は市町村費だったので、加茂町警察は名・実ともに町営の組織となりました。職員採用の実態は不明ですが、なかには戦前の警察から異動して勤務した例もありました。当時の新聞には、市場での闇物資の取り締まりや加茂駅で主食の取り締まりで活躍したことがみえます（『新潟日報』昭和23・4・6／同11・14）。

自治体警察は次第に財政難に陥り、国家地方警察に編入される傾向にありましたが、加茂町警察は今町警察（見附市）・堀之内町警察（魚沼市）などと共に存続を続けます。

昭和二十九年三月、加茂町と下条村が合併し加茂市になると、加茂町警察も「加茂市警察」となりましたが、同年七月、警察法の改正により自治体警察自体が廃止されました。分権的なこの組織体制は、加茂町警察時代から数えて六年余で終焉したことになります。

（近現代部会 中山之隆）

郡道岡ノ町線の開通

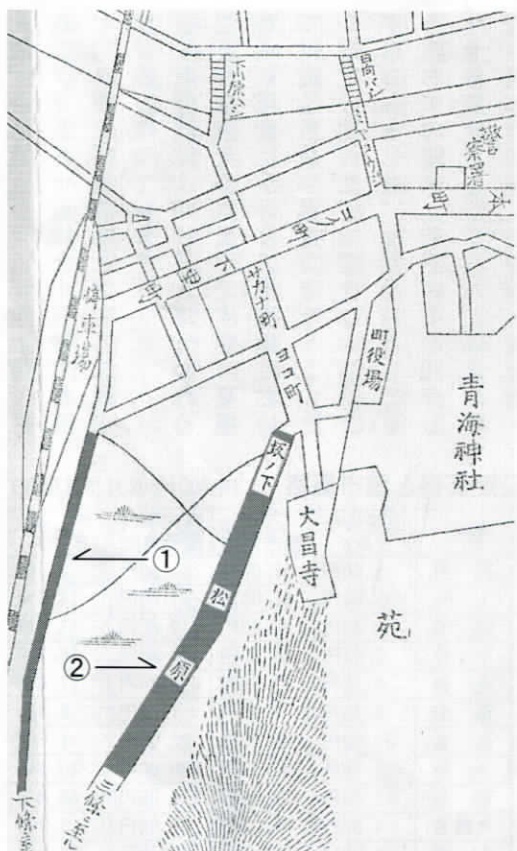
明治末頃から市域では荷車・自転車普及し、既存道路の幅員の狭さや急坂が輸送の障害となっていました。さらに、明治三十年（一八九七）に北越鉄道が開通し、加茂駅へ通じる輸送道路の整備が求められました。その一つに加茂駅前から岡ノ町を通って下条村金谷（まがら菓子店付近）までを結ぶ道路（のちの郡道岡ノ町線、図①）がありました。大正七年（一九一八）二月二十六日に、加茂町議会は南蒲原郡長へ「郡道岡ノ町線促成に関する意見書」を提出しました。主な理由として、従来の街道上にある松原、金谷の急坂のために、産業面では丈の長い電柱・帆柱などが、軍事面では砲車・軍用自

動車が通行困難になっていたことがあげられていました（加茂市教育委員会所蔵市川浩一郎文書）。

ところが、郡道整備に反対する声が松坂町・矢立などの街道沿線の住民からあがりました（図②）。大正七年六月一日に周辺住民一三四名の署名で、丘山加茂町長に「郡道促成議決取り消しの儀請願」を提出しました。提出理由は郡道の整備によって街道の往来が少なくなり、沿線の商工業者の生計が困難になることでした。しかし、加茂町議会では郡道の整備を最優先として請願を採用せず、道は大正九年に竣工しました。

鉄道開通以来旅客の減った従来の街道は一層打撃となりましたが、ほどなく自動車等の普及が進み、交通量は、旧来以上の繁栄をみせるようになりました（田代権作『下条村史』）。

（近現代部会 勝本幹夫）



▲ 郡道岡ノ町線周辺図（『（大正13年）新潟県中蒲原郡加茂町勢一斑』より）